

北海道スペースポートコンセッション導入可能性調査業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本要領は、「北海道スペースポートコンセッション導入可能性調査業務」にかかる受託候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名

北海道スペースポートコンセッション導入可能性調査業務

(2) 業務内容

別紙1「業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日

3. 提案上限額

提案上限額は 9,969,000円（消費税及び地方消費税額含む。）とする。

なお、提案上限額を上回る金額による提案は失格とする。

4. 実施形式

公募型プロポーザル方式

5. スケジュール

項目	期限等
① 実施要領、仕様書の公表	令和 5年 3月 15日（水）
② 参加表明書の提出期限	令和 5年 3月 23日（木） 午後5時15分
③ 質問書の提出期限	令和 5年 3月 23日（木） 午後5時15分
④ 質問書の回答期限	令和 5年 3月 27日（月）
⑤ 資格審査結果の通知	令和 5年 3月 27日（月）
⑥ 企画提案書の提出要請	令和 5年 3月 27日（月）
⑦ 企画提案書の提出期限	令和 5年 4月 10日（月） 午後5時15分
⑧ プレゼンテーション審査	令和 5年 4月中旬頃
⑨ 選定結果の通知、契約	令和 5年 4月中旬頃

6. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく町の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 大樹町契約規則第 16 条による、大樹町指名競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 大樹町競争入札参加者指名停止事務処理要領（平成 12 年施行）の規定による指名停止措置の

期間中でない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 大樹町暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年大樹町条例第 4 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、又は、暴力団関係事業者でないこと。
- (7) 過去 5 年間（契約日が平成 30 年度～令和 4 年度の業務）において、国、地方公共団体又はこれらに類する団体（※）が整備又は所有する施設に係る、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）に基づく公共施設等運営権事業に関するアドバイザー業務を元請として行った実績（参加表明書提出の前日までに完了した業務に限る。）があること。
※これらに類する団体とは次の団体をいう。
 - ・ 地方道路公社法第 1 条に定める地方道路公社
 - ・ 地方住宅供給公社法第 1 条に定める地方住宅供給公社
 - ・ 独立行政法人通則法第 2 条に定める独立行政法人
 - ・ 地方独立行政法人法第 2 条に定める地方独立行政法人
 - ・ 国立大学法人法第 2 条に定める国立大学法人
- (8) 過去 5 年間（契約日が平成 30 年度～令和 4 年度の業務）において、国、地方公共団体又はこれらに類する団体に対し、宇宙分野を対象とする業務を行った実績（参加表明書提出の前日までに完了した業務に限る。）があること。
- (9) 本業務の担当者（主要担当者または補助担当者）として、公認会計士、弁護士の資格を有する者をそれぞれ 1 名以上配置すること。

7. 参加資格の喪失

参加資格を有する者が、次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルに関する資格を失うことがある。なお、既に提出された提案書は、無効とする。

- (1) 参加資格を有する者が、上記「6. 参加資格」を満たさないこととなったとき。
- (2) 提案書の提出日、提出場所、提出方法等が本要領に適合しないとき。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (4) 提案書に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (5) 提案者が契約候補者を選定するまでの間に公正な評価を妨げる行為が判明したとき。

8. 参加表明書の提出

参加を希望する場合は、次により関係書類を提出すること。

- (1) 提出期限

令和5年3月23日（木） 午後5時15分

(2) 受付場所

大樹町役場 企画商工課 航空宇宙推進室

〒089-2195 広尾郡大樹町東本通 33 番地

電話：01558-6-2113

E-mail：uchu@town.taiki.hokkaido.jp

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。また、電子メールによる場合は、メール送付後電話により到着を確認すること。

(4) 提出書類

ア 参加表明書 【様式第2号】（正1部）

イ 提案者概要書 【様式第7号】（正1部）

ウ 業務実施体制調書【様式第8号】（正1部）

添付資料 公認会計士、弁護士に関する資格証の写し

エ 業務実績書（6.（7）及び（8）に関するもの）【様式第9号】（正1部）

添付資料 記載内容が確認できる契約書等の写し

(5) 資格審査結果の通知

資格審査の結果については、令和5年3月27日（月）までに【様式第2号】に記載された代表に対し、参加資格確認通知書【様式第3号】にて通知する。

(6) 企画提案書の提出要請

参加資格確認通知書【様式第3号】において、提案者として認める者には、企画提案書提出要請書【様式第5号】により企画提案書の提出を要請する。

9. 質問及び回答

実施要領及び仕様書等の内容に関して不明な点がある場合は、質問書【様式第1号】を作成し、次により提出すること。

(1) 質問の受付

ア 質問書の提出期限

令和5年3月23日（木） 午後5時15分

イ 提出方法

「ウ 提出先」に記載のアドレス宛に電子メールにより提出すること。これ以外（電話、口頭等）による質問は受け付けない。

ウ 提出先

大樹町役場 企画商工課航空宇宙推進室

アドレス：uchu@town.taiki.hokkaido.jp

(2) 質問に対する回答の公表

ア 質問に対する回答の公表予定日

令和5年3月27日（月）頃

イ 公表方法

10. 提案書類の受付

【様式第5号】により企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書等を提出すること。

(1) 受付日

令和5年4月10日（月） 午後5時15分

(2) 受付場所

大樹町役場 企画商工課 航空宇宙推進室

〒089-2195 広尾郡大樹町東本通 33 番地

電話：01558-6-2113

E-mail：uchu@town.taiki.hokkaido.jp

(3) 提出方法

持参、郵送または電子メールにより提出すること。

なお、郵送の場合は、郵便書留によることとし、提出期限日までに到着したものに限り受け付ける。また、電子メールによる場合は、メール送付後電話により到着を確認すること。

(4) 提案書類

ア 企画提案書等送付書 【様式第6号】（正1部）

イ 企画提案書 【自由様式】（正1部）

ウ 必要概算経費 【自由様式・1枚】（正1部）

エ 業務工程 【自由様式・1枚】（正1部）

(5) 提案書類作成時の留意事項

提案書類の本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いることとする。ただし、図表に用いる文字はその限りではない。用紙のサイズは、特に指定がある場合を除き日本工業規格「A4版」縦置き横書き左綴じとする。

(6) 提案項目

(4) イの内容として次の①～⑤に掲げる項目の提案を求めるものとし、それぞれA4版で1枚以内とすること。

- ① 業務の実績
- ② 業務の理解及び業務の実施方針
- ③ ロケット射場を対象としたコンセッション制度の適用に関する検討
- ④ ロケット射場コンセッションの事業スキーム・リスク分担に関する検討
- ⑤ 周辺施設連携・周辺開発を一体的に実施するための手法に関する検討

11. 提案書類に関するプレゼンテーション

(1) 開催日時

令和5年4月中旬頃（予定）

※プレゼンテーションの順番は、提案書類の受付順とする。

(2) その他

プレゼンテーション場所、時間及び方法（オンライン等）等の詳細は、【様式第2号】に記載

された代表者に対し、事前に別途通知する。

12. 選定方法

本町職員で構成する選定委員会において、各審査委員が提案者からの提出書類及びプレゼンテーション等の内容を基に、別表2「評価基準表」により評価して、最も高い評価を得た提案者を本業務委託契約候補者に選定する。

また、提案者が1者であった場合でも、本業務における業者選定は有効であるものとし、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

13. 審査結果の通知及び公表

審査終了後、提案者全員に対して文書にて審査結果を通知する。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑には一切応じない。

また、選定された契約候補者を本町のホームページで公表する。ただし、選定されなかった者の会社名については公表しない。

14. 契約について

契約候補者として選定された者と本町が実施方針や手法などの仕様確認等の協議を行い、契約を締結する。

なお、契約候補者と協議が整わない場合、契約候補者に次いで高い評価を得た提案者と順次契約に向けての協議を行う。

15. 関係法令

本調査を実施するにあたり参照しうる法令び主なものは、次のとおり。

- PFI法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）
- 宇宙基本法
- 宇宙活動法（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律）
- 宇宙資源法（宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律）
- 衛星リモセン法（衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの確保に関する法律）
- 航空法
- 会社法
- 地方自治法
- 個人情報保護法
- 補助金適正化法
- 財政法
- 会計法
- 国有財産法
- 建築基準法
- 消防法
- 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- 労働安全衛生法

16. その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び企画提案書は、返却しません。
- (3) 提出された参加表明書及び企画提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しません。
- (4) 提出期限後における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、変更することができない。
- (5) 企画提案書の著作権は提案者に帰属しますが、公表、その他町が必要と認める用途に使用する場合には、契約候補者の企画提案書の全部または一部を無償で使用することができるものとする。
- (6) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。

17. 事務局

大樹町 企画商工課 航空宇宙推進室

〒089-2195 広尾郡大樹町東本通 33 番地

電話：01558-6-2113 FAX：01558-6-2495

E-mail：uchu@town.taiki.hokkaido.jp

(別紙2)

【評価基準表】

評価項目		評価基準	配点
業務実績 及び 業務実施体制 【15】	業務実績	類似業務の実績が十分であるか	5
	業務責任者の実績	業務責任者の経験年数や業務実績・所有資格が十分であるか	5
	業務の実施体制	体制・人員が適当であるか(業務を遅滞なく遂行できる体制であるか)	5
業務執行の 妥当性 【15】	国や社会の動向への理解度	国の政策や社会経済動向等について十分な知識と理解があるか	5
	本業務への理解度	要領や仕様で示した本業務の目的を理解しているか	5
	情報収集力	本業務の遂行に必要な先進事例や国の政策等の情報を収集する手段を有しているか	5
企画提案の 内容 【60】	先進性・独創性	ロケット射場を対象としたコンセッション制度の適用に関して、十分な調査・分析が期待できるか	15
	事業スキーム	ロケット射場コンセッションの事業スキーム・リスク分担について、論点の整理・検討が実施されるか	15
	一体性	周辺施設連携・周辺開発を一体的に実施するための手法に関する検討が期待できるか	15
	実施スケジュール	委託業務における実施スケジュールは計画性のある期間設定がなされているか	5
	独自の提案	仕様書記載の項目のほか、有益な独自の提案や工夫などがあるか	10
プレゼンテーション及び ヒアリング 【5】	的確性、説得力	提案内容の説明が明確であり、質問に対する受け答えが的確であるか	5
見積価格 【5】	業務に要する費用	適切な見積金額となっているか	5
			100